

(総則)

第1条 受注者は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の契約金額をもって、表記の印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、表記の納入期限内に、表記の納入場所において発注者に納入しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえにおいて当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

(見本の承認)

第2条 仕様書の定めるところにより、見本を発注者に提出し、承認を求める必要がある場合においては、受注者は、当該見本について、発注者の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。

(原稿の交付等)

第3条 発注者は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後直ちに受注者に交付するものとする。ただし、仕様書において交付する時期を別に定めたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者から交付された原稿等について、滅失、き損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 受注者は、発注者から交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に発注者に返還しなければならない。

(材料の支給等)

第4条 印刷等のために使用する材料の全部又は一部を発注者から受注者に支給する場合における品目、数量、材質並びに引渡しの期日及び場所その他必要な事項については、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、引渡しを受けた材料のうち不用となったものがあるときは、速やかに仕様書に定められた場所において発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、引渡しを受けた材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(損害賠償)

第5条 受注者は、第3条第1項の規定により交付された原稿等又は前条第1項の規定により支給された材料を滅失又はき損したときは、これにより生じた発注者の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又はき損が発注者の故意又は過失その他発注者の責に帰する理由により生じた場合、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(使用材料の品質等)

第6条 受注者は、印刷等のために使用する材料のうち、受注者において調達するものの品質、銘柄等が仕様書に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

(監督)

第7条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

第8条 受注者は、印刷物を納入するときは、発注者の定める納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入する場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 受注者は、いったん発注者に納入した印刷物を、その承認を得ないで持ち出すことができない。

(検査)

第9条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。この場合において必要があるときは、発注者が自ら又は第三者に委託して分解又は試験をして検査を行うことができる。

2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗き損した印刷物に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

5 発注者は、第1項の検査について、印刷物の総量の一部を検査することにより、全体の成績の適否を判定する方法によることができる。

(手直し又は引換え)

第10条 受注者は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかにその不合格となった印刷物を引き取ったうえ、手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の定める手直し又は引換えを、相当の期間を定めた上で請求することができる。

3 受注者は、第1項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その印刷物を納入場所において発注者に納入するとともに、第8条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

(手直し等に係る検査)

第11条 発注者は、前条第3項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 第9条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第12条 発注者は、第9条第1項又は前条第1項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった印刷物について、仕様書等本契約で定める内容との不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者間で協議のうえ定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第13条 印刷物の所有権は、印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を発注者から支給した場合を除き、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転する。

2 印刷物は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに発注者に対し引き渡されたものとする。

3 前項の規定により発注者に引き渡される前に生じた印刷物の損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、印刷物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に該当する場合には、発注者は履行の追完

の催告をすることなく直ちに代金の減額請求をすることができる。

①履行の追完が不能であるとき。

②受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

③契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

④前3号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 ①前2項の規定は、発注者による契約不適合を理由とする損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

②1項の規定する履行の追完の請求及び2項規定の代金減額請求は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合はすることができないものとする。

4 発注者は、前3項の権利につき、印刷物の契約不適合を知ったときから1年以内に限り行使することができる。ただし、受注者が印刷物の契約不適合につき悪意または重大な過失により知らなかった時はこの限りでない。

(納入期限の延長等)

第15条 受注者は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して、発注者に納入期限の延長を願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

3 第1項による願い出があった場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は、受注者から遅延損害金(次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。)を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。

4 前項の遅延損害金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の場合を除く。)とする。

5 第8条第2項ただし書の規定により印刷物の一部が納入され、又は印刷物の一部について検査に合格し、かつ、発注者において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において第3項の規定により遅延損害金を徴収するときは、当該遅延損害金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

6 第10条第2項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において当該手直し又は引換えに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延損害金は、納入期限の翌日から計算する。

7 第12条の規定により減価採用した場合において当該減価採用に係る印刷物が納入期限後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延損害金は減価採用額を基礎として計算する。

8 前各項の遅延損害金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
(契約内容の変更等)

第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は印刷等を中止させることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第17条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく、経済状況の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増額に伴う契約保証金の変更)

第18条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させ、又は返還する。

(協議解除)

第19条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により、発注者が印刷等を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第16条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり係員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者について破産の申立てがあったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 前条第2項に定める場合のほか、受注者から契約解除の願い出があったとき。

(7) 受注者が銀行取引を停止されたとき。

(8) 受注者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年財経庶第922号)第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)(以下「暴力団関係者等」という。)であることが判明したとき。

(9) 受注者が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、正当な理由による受注者からの願い出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 第1項第8号又は第9号によりこの契約を解除したときは、受注者に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日(願い出に基づく場合は、その願い出書受理の日)までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の場合を除く。)を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

(契約解除の場合における既納印刷物の取扱い)

第21条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、既に納入された印刷

物（以下「既納印刷物」という。）があるときは、発注者は、必要と認める既納印刷物の全部又は一部をその所有とすることができる。

- 2 前項の規定により発注者の所有とする既納印刷物の代価については、発注者と受注者間で協議のうえ定めるものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定により発注者の所有とした既納印刷物以外のものを、発注者に指示する期間内に、受注者の負担において引き取らなければならない。
- 4 前条第2項の規定により契約保証金が発注者に帰属した場合において、第1項の規定により既納印刷物の全部又は一部を発注者の所有としたときは、発注者は、その契約保証金のうち当該既納印刷物の代価の100分の10に相当する額を受注者に返還するものとする。

（代金の支払）

第22条 受注者は、印刷物を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、発注者の検査に合格した後又は第12条第2項の協議が成立した後に代金を請求することができる。

- 2 受注者は、発注者の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、正当な理由なく前項の期間内に代金を支払わないときは、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）に定めるところにより、受注者に対し支払金額に公正取引委員会規則が定めた率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の場合を除く。）を遅延利息として支払うものとする。

（既納印刷物の代金の支払）

第23条 受注者は、第21条第1項の規定により発注者の所有とした既納印刷物の代金を、同条第3項に定める既納印刷物の引取り後に請求することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

（契約保証金の返還等）

第24条 発注者は、受注者の請求に基づき、契約保証金の全部又は一部を代金の支払の時に返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第1項の規定により契約が解除された場合において返還すべき契約保証金があるときは、発注者は、受注者の請求に基づきその請求があった日から起算して60日以内に返還する。ただし、受注者は、第21条第3項に定める既納印刷物の引取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を発注者に請求することができない。
- 3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約保証金の納付を免除されている場合の特則）

第25条 受注者が契約保証金の納付を免除されている場合において、第20条第1項の規定により契約が解除されたときは、その解除の理由が同条第2項ただし書の規定に該当する場合を除き、受注者は契約金額の100分の10に相当する額（第23条第1項の規定により既納印刷物の全部又は一部を発注者の所有とした場合にあつては、契約金額から既納印刷物の代価を控除した額の100分の10に相当する額。）を違約金として発注者に納入しなければならない。

（契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則）

第26条 第18条、第20条第2項、第21条第4項及び第24条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、「契約保証金」とあるのは「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み替えるものとする。

(相殺)

第27条 発注者は、この契約において受注者から取得する金額があるときは、受注者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(権利の譲渡等)

第28条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第29条 受注者は、この契約について印刷物等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団関係者等への再委託禁止等)

第30条 受注者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。

2 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等に該当することが判明した場合には、直ちに再委託した者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。

3 前項の規程に違反した場合、発注者は受注者に対し、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。

4 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

5 発注者は、第3項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

6 契約書第20条(発注者の解除権)並びに第21条(契約解除の場合における既納印刷物の取扱い)、又は第23条(既納印刷物の代金の支払)の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(不当介入に関する通報報告)

第31条 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合(再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

(秘密の保持)

第32条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、仕様書の定めるところにより、印刷物の原版、印刷損紙等を発注者に引き渡し、又は発注者の立会いのもとに処分しなければならない。

(疑義の決定等)

第33条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議のうえ定めるものとする。

発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。